

令和元年

西条市議会第3回12月定例会提出議案書

(その2)

西条市

目 次

議案第 8 0 号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第 6 回） について	別冊
議案第 8 1 号	令和元年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 3 回）について	〃
議案第 8 2 号	令和元年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 3 回）について	〃
議案第 8 3 号	令和元年度西条市簡易水道事業特別会計補正予 算（第 2 回）について	〃
議案第 8 4 号	令和元年度西条市公共下水道事業特別会計補正 予算（第 4 回）について	〃
議案第 8 5 号	令和元年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計補正予算（第 1 回）について	〃
議案第 8 6 号	令和元年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 1 回）について	〃
議案第 8 7 号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例について	1

議案第 8 7 号

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西条市職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)	(勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400

再任 用職 員以 外の 職員	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		

	83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
	84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
	85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
	86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600			
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
	94		294, 900	342, 600					
	95		295, 200	343, 100					
	96		295, 600	343, 500					
	97		295, 800	343, 700					
	98		296, 100	344, 100					
	99		296, 500	344, 500					
	100		296, 900	344, 800					
	101		297, 100	345, 100					
	102		297, 400	345, 500					
	103		297, 800	345, 900					
	104		298, 100	346, 300					
	105		298, 300	346, 800					
	106		298, 600	347, 200					
	107		299, 000	347, 600					
	108		299, 300	348, 000					
	109		299, 500	348, 500					
	110		299, 900	348, 900					
	111		300, 300	349, 200					
	112		300, 600	349, 500					
	113		300, 800	350, 000					
	114		301, 000						
	115		301, 300						
	116		301, 700						
	117		301, 900						
	118		302, 100						
	119		302, 400						
	120		302, 700						
	121		303, 100						
	122		303, 300						
	123		303, 600						
	124		303, 900						
	125		304, 200						
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

第2条 西条市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(住居手当) 第8条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が規則で定める職員を除く。） (2) 第9条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に<u>定める額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>定める額</u>の合計額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア 月額<u>2万7,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月	(住居手当) 第8条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が規則で定める職員を除く。） (2) 第9条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に<u>掲げる額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>掲げる額</u>の合計額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア 月額<u>2万3,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月

額から<u>1万6,000円</u>を控除した額 イ 月額<u>2万7,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万7,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万7,000円</u>を超えるときは、<u>1万7,000円</u>）を1万1,000円に加算した額 (2) (略) 3 (略) (勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)	額から<u>1万2,000円</u>を控除した額 イ 月額<u>2万3,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万3,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万6,000円</u>を超えるときは、<u>1万6,000円</u>）を1万1,000円に加算した額 (2) (略) 3 (略) (勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略)
--	--

(西条市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 西条市特別職職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（<u>前項後段</u>に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（<u>第1項後段</u>に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。

第4条 西条市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じ	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じ

て得た額とする。	て得た額とする。
----------	----------

(西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正)

第5条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成20年西条市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。

第6条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の</u>	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の</u>

「170」とする。

「172.5」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（西条市職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）第19条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の西条市職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）にあっては平成31年4月1日から、第1条の規定（第19条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の職員給与条例、第3条の規定による改正後の西条市特別職職員の給与に関する条例及び第5条の規定による改正後の西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定にあっては令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の職員給与条例、第3条の規定による改正後の西条市特別職職員の給与に関する条例及び第5条の規定による改正後の西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の西条市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の西条市特別職職員の給与に関する条例及び第5条の規定による改正前の西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、それぞれ、改正後の職員給与条例、改正後の西条市特別職職員の給与に関する条例及び改正後の西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定による給与及び報酬の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の西条市職員の給与に関する条例第8条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後において引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市長が規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の職員給与条例（以下「第2条改正後職員給与条例」という。）第8条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲で市長が規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条改正後職員給与条例第8条の3第1項各号のいずれにも該当しないこと

となる職員

(2) 旧手当額から第2条改正後職員給与条例第8条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

提案理由

本年度における国家公務員の給与改定に伴い、本市一般職職員の給与等を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。